

○仙台市議会傍聴規則

昭和四三年四月二二日

仙台市議会告示第一号

改正 平成二年八月議会告示第一号

平成一二年六月議会告示第一号

平成三〇年二月議会告示第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百三十条第三項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券の交付等)

第三条 一般席で傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 報道関係者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた市政記者に限る。

(傍聴券)

第四条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。

2 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 団体傍聴券は、団体で傍聴しようとする場合にその引率者に交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(平一二、六・改正)

(傍聴券への記入)

第五条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体傍聴券には、団体名、人員及び引率者の氏名を記入しなければならない。

(平一二、六・改正)

(傍聴人の入場)

第六条 傍聴人が一般席に入場しようとするときは、傍聴席入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第七条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第八条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

らない。

(傍聴人の定員)

第九条 傍聴人の一般席定員は九十四名とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、入場を締め切る。

(平一二、六・平三〇、二・改正)

(議場への入場禁止)

第十条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 刃物その他危険なものを持っている者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 ポスター、びら、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を持っている者
- 四 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- 五 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

2 保護者又は引率者の同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(平二、八・平一二、六・改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第十二条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- 二 談論し、放歌し、高笑いその他騒ぎたてないこと
- 三 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- 四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- 五 飲食又は喫煙をしないこと
- 六 携帯電話その他の情報通信に関する機器の電源を切ること
- 七 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(平一二、六・改正)

(写真、ビデオ、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第十三条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(平一二、六・改正)

(傍聴人の退場)

第十四条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第十五条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(平一二、六・改正)

(違反に対する措置)

第十六条 法第三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十三年五月一日から施行する。
- 2 仙台市議会傍聴規則（昭和二十二年六月二日告示）は、廃止する。

附 則（平二、八・改正）

この規則は、平成二年九月一日から施行する。

附 則（平一二、六・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平三〇、二・改正）

この規則は、平成三十年二月二日から施行する。